

○鹿角市予定価格の事後公表に関する要綱

平成24年11月27日訓令第96号

改正

平成27年9月24日訓令第101号
平成29年5月16日訓令第80号
平成29年12月14日訓令第113号
平成30年8月31日訓令第89号
平成30年11月21日訓令第105号
令和6年12月27日訓令第129号
令和8年3月3日訓令第6号

鹿角市予定価格の事後公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿角市が行う入札において予定価格の事後公表（以下単に「事後公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事後公表の対象)

第2条 事後公表の対象となる入札案件（以下「対象案件」という。）は、設計金額が200万円以上の建設コンサルタント5業務（土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント及び補償コンサルタントをいう。）とする。

(入札参加者への周知)

第3条 契約権者は、対象案件を発注する場合、あらかじめ、この要綱に基づく事後公表を行うことを入札公告又は指名通知において明らかにしなければならない。

(事後公表の方法)

第4条 予定価格の公表は、対象案件の契約締結後、鹿角市建設工事入札結果等公表要綱（平成13年鹿角市訓令第13号）の規定に基づく入札結果等の公表をもって行う。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事後公表に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月24日訓令第101号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年5月16日訓令第80号）

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

附 則（平成29年12月14日訓令第113号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(鹿角市低入札価格調査制度実施要綱の一部改正)

2 鹿角市低入札価格調査制度実施要綱（平成13年鹿角市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「鹿角市予定価格の事後公表の試行に関する要綱（平成24年鹿角市訓令

第96号)」を「鹿角市予定価格の事後公表に関する要綱（平成24年鹿角市訓令第96号）」に改める。

附 則（平成30年8月31日訓令第89号）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成30年11月21日訓令第105号）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和6年12月27日訓令第129号）

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和8年3月3日訓令第6号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の鹿角市予定価格の事後公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。